

大阪府・大阪市公正公募・治安対策スーパーバイザー設置要綱

(目的)

第1条 大阪府市におけるIRの大坂・夢洲への誘致実現に向け、事業者選定手続きの公正性の確保、治安対策について、助言を受けるため、大阪府・大阪市公正公募・治安対策スーパーバイザー（以下「スーパーバイザー」という。）をIR推進局に置く。

(職務)

第2条 スーパーバイザーは、IR誘致実現に向けた公正公募・治安における課題について、必要に応じてIR推進局に助言を行う。

(選任)

第3条 スーパーバイザーは、IR誘致実現に向けた事業者選定手続きの公正性の確保、治安対策における課題に対して専門的知識、高い識見を有する者のうち、局長が選任し、委嘱する。

(任期)

第4条 スーパーバイザーの任期は、局長が選任した日からその日の属する年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼及び費用弁償)

第5条 スーパーバイザーの謝礼は、支払わないものとする。

2 スーパーバイザーの費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(秘密の保持)

第6条 スーパーバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職務を退いた後においても同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別途定める。

附則

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。